

上天草市補助金ガイドライン



平成25年3月

総務企画部財政課

目次

I	補助金等ガイドラインとは	1
II	補助金とは	1
1	補助金支出の要件	1
(1)	憲法上の規制	1
(2)	法令上の根拠	1
(3)	歳出予算における19節（負担金、補助及び交付金）について	2
III	補助金の現状と課題	2
1	補助金の現状	2
2	補助金の性質	2
3	補助金の課題	3
(1)	団体等の自主性・自立性の阻害	3
(2)	補助の長期化	3
(3)	補助制度の周知不足	3
(4)	透明性の欠如	3
(5)	少額補助における公益性等の確保	4
(6)	補助対象経費、算定基準の明確化	4
(7)	補助率の適正化	4
(8)	多額の繰越金の発生	4
IV	補助金の交付基準	4
V	分類別見直し指針	8
VI	進行管理	10

I 補助金等ガイドラインとは

本ガイドラインは、上天草市補助金交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めのあるもののほか、市が市民や各種団体等に補助金を交付する場合の基本的なルールを定めたものです。既存の補助金は、このガイドラインに従って見直しを行い、新たな補助制度を創設する場合も同様にガイドラインに沿った内容にすることとします。

II 補助金とは

市の補助金は、地方自治法等に基づき公益上必要であると認められる場合に、個人若しくは団体等に財政的な支援を行うものであり、新しい施策の普及を図る場合や、特定の行政水準を引き上げるために大変有効な手段です。

1 補助金支出の要件

(1) 憲法上の規制

日本国憲法第89条において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し又はその利用に供してはならない。」こととされています。

(2) 法令上の根拠

地方自治法第2条第14項及び同法第232条の2において、補助金を支出するための法令上の根拠が規定されています。

【地方自治法第2条第14項】

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

☞地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるため、常に能率的（効率とニーズに合致すること）に処理しなければならない。このことは、当然補助金の交付にも該当することとなる。

【地方自治法232条の2】

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

☞公益上必要があるか否かは、その自治体の長及び議会が個々の事例に即して認めているが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要があると認めなければならない。

(3) 歳出予算における19節（負担金、補助及び交付金）について

- ① 負担金・・・法令又は契約等に基づき、国又は地方公共団体が負担しなければならないもの
- ② 補助金・・・特定の事業、活動を助長・奨励するために、法令の規定に基づき交付するものや、公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの
- ③ 交付金・・・本来、市が行うべき事務を、法令、条例等により団体や組織等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

Ⅲ 補助金の現状と課題

1 補助金の現状

市の補助金は、これまで目的ごとに様々な団体や個人等に交付されており、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を果たしてきました。

一方、当市の歳出総額において、補助金の割合は1割近くを占め、行政運営に与える影響が大きいことから、平成17年策定の行政改革大綱において、補助金の見直しは行政改革の推進事項とされ、平成19年策定のリバイバルプランや平成20年策定の補助金ガイドラインにより補助金の見直しを実施し、削減目標30%を達成したところです。

しかしながら、その後新たに創設された補助金があること、また市民ニーズの多様化・高度化により行政サービスに一層の拡充が求められる中、地域の実情を踏まえた補助制度を確立し財政事情に見合った補助金を交付する観点から、補助金の新たな見直し基準を定める必要があります。

2 補助金の性質

補助金は、交付する対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。そのため、まず補助金を性質別に分類し、それぞれの性質に対応した適正化を図る必要があります。

◆性質別分類

区 分		内 容
イ	団体運営補助	団体としての活動に公益性を認め、その運営に対し補助するもの
ロ	事業補助 i 奨励補助	市の施策を推進するため、特定の事業に対し奨励的に補助するもの

	ii 協調事業補助	特定の事業に対し、国や県の補助金制度を活用し補助するもの（国や県の補助制度への上乗せ補助を含む）
	iii イベント・大会補助	イベントや大会の実施経費に対し補助するもの
	iv 建設的事業補助	公共性の高い都市基盤の整備等に対し、市が公益性を認め補助するもの
	v その他の事業補助	上記以外の事業に対し、制度に基づいて補助するもの
ハ	地域コミュニティ関連補助	地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、校区コミュニティ協議会、自治会等に補助するもの
ニ	利子補給金	利子の一部又は全部を補助することで事業目的を達成しようとするもの
ホ	義務的補助	法令等で市の負担が義務付けられているものや、債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの

3 補助金の課題

補助金は行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段として、重要な役割を果たしてきており、行政の補完という意味からも一定の成果をあげてきました。しかし、次のような課題もあります。

（１）団体等の自主性・自立性の阻害

補助金により、団体等の運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害に繋がっている懸念がある。

（２）補助の長期化

明確な終期設定がなされていないため、一度、補助制度が設置されると長期にわたり交付が続いている。また、補助が長年続くことで、補助の目的、達成基準が不明確となっている。

（３）補助制度の周知不足

個別の交付要綱がないケースや補助制度に関する周知がされていない等、必ずしも十分な情報が補助対象者に提供できていないものがある。

（４）透明性の欠如

「補助対象者の選定→補助→効果」に関する十分な情報が市民、団体等に提供されておらず、透明性に欠けるものがある。

(5) 少額補助における公益性等の確保

少額補助について、公益性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替方法と比べた場合の優位性等を検討する必要がある。

(6) 補助対象経費、算定基準の明確化

補助対象経費、算定基準について、要綱等に明記されていない補助金がある。

(7) 補助率の適正化

全額補助又はそれに近い補助額・率となっており、補助金への依存度が高い補助制度がある。一方、補助対象事業費または団体の予算に占める補助金の割合が低い補助制度もあるため、統一的なルールを定める必要がある。

(8) 多額の繰越金の発生

補助額を超えるほどの繰越金が発生している補助団体がある。

IV 補助金の交付基準

補助金を持つ課題解決のため、以下に示す統一的な交付基準を設け、すべての補助金について、必要性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替手段との比較、経費負担のあり方について検証し、補助の方向性(継続、整理・統合、減額、廃止等)について見直し策を検討します。

基準① 事業費補助を原則とする

補助金は、団体等の自主性・自立性確保の観点から、事業計画書が提出され、事業目的の達成に向けて行政が資金的な援助をする必要があると判断した場合、その事業費を対象に交付するべきものです。よって、団体運営に係る補助金は、対象となる経費の範囲を定め、終期を定め段階的に減額していくとともに、事業費補助への移行を進めていくものとする。

イ 団体運営に係る補助のあり方

団体運営補助は、原則、事業費補助への移行あるいは終期を定め段階的に減額、廃止する。

ロ 補助事業のあり方

i. 市総合計画に掲げる政策、施策、事務事業の目的達成に貢献する事業についてのみ補助できるものとする。

- ii. 地域での住民自治、社会福祉、教育の推進に資する事業で、必要性が高く、特定の個人、団体等の利益に供するものでないものに補助できるものとする。
- iii. 補助金交付による市民の福祉の向上や利益の増進について、客観的な効果が認められる事業について補助できるものとする。
- iv. 市民と行政との役割分担・協働の観点から、市が補助すべき公益性の高い事業、活動について補助できるものとする。
- v. 事業の目的、内容等が社会情勢に適合し、かつ市民ニーズに合致したもののについて補助できるものとする。
- vi. 具体的な達成目標や期限が明確にされている事業について補助できるものとする。

基準② 終期設定の徹底

補助金の実効性を高めるとともに、既得権化を防ぐために、原則、終期の設定を行うこととし、終期を迎えた補助金については、改めて事業効果や必要性の観点から見直しを行います。

イ 終期設定の基準

- i. 市の単独補助金については、原則として通算3年以内まで交付できるものとする。
- ii. 終期を迎えた補助金については、事業効果や必要性の観点から見直しを行い、改めて補助が必要であるか検討する。
- iii. 国や県の制度による補助については、補助制度終了をもって市の補助を終了することを原則とする。
- iv. 目的が達成された事業、自立が可能と認められる団体等、または補助目的の達成が困難と認められる事業、団体等の補助については廃止する。

基準③ 交付要綱等の制定

新たな補助制度を創設する場合は、上天草市補助金等交付規則に従い、個別の交付要綱等を制定します。なお、既に制定されている場合においても、補助の目的・効果を検証し適宜見直しを行うこととします。

基準④ 補助金の制度や効果等に関する情報公開の徹底

補助金の公平性や透明性を高めるうえで、また市民協働のまちづくりを推進するため、補助制度の周知を図るとともに、対象者の選定・補助金の使途、補助効果等の情報について積極的に公表することとします。

イ 補助制度の周知

補助金の制度（目的、内容）や効果等に関する情報については、広報やホームページ等を通じて積極的に公開する。

ロ 補助対象者の活動等に関する情報公開

補助を受ける団体等の名称や主な活動内容等の情報を積極的に公開する。

基準⑤ 少額補助や補助率の低い補助の見直し

全ての補助金について、公益性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替手段と比較した場合の優位性を評価します。特に少額補助については、「公益性」、「費用対効果」の観点から、補助率の低い補助については、「自主財源での運営」等について評価・検討を重ねた上で、その必要性が低くなっているものについて見直しを行うこととします。

イ 少額補助の見直し

概ね10万円以下の少額補助は、「自主財源での運営」等について検討を重ねた上で、その必要性が低いものは廃止する。

ロ 補助率の低い補助の見直し

団体等の予算規模又は対象事業費に占める補助金の割合が1/5以下で、かつ財政力の高い団体等への補助金は自立可能とみなし、期限を定めて廃止を進める。

基準⑥ 補助対象経費及び算定基準の明文化

補助金の公平性や透明性を高めるため、補助金要綱等に補助目的、対象経費、補助率、補助限度額を明記することとします。

イ 補助金交付要綱等の策定にあたっては、必ず次の規定を設ける。

- i. 〔目的、趣旨〕 補助金の必要性、目的、効果などを明確に規定。
- ii. 〔補助対象〕 補助対象となる事業内容を明確に規定。
- iii. 〔対象経費〕 補助の対象となる経費を明確に規定。
- iv. 〔補助率等〕 定率で補助金を交付する場合は、その率を、定額交付の場合は、算定根拠及び金額を明記するとともに、原則、補助限度額を規定すること。
- v. 〔交付期間〕 開始から終了までの期間や年度を規定すること（原則3年まで）。

ロ 補助対象外経費の明確化

次に掲げる経費は、補助対象外経費とし、補助算定の基礎から除外する。

- i. 〔人件費〕 事業に係る人件費や団体等を運営させるための人件費は補助対象外経費とする。なお、市長が認める公共的団体（商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、観光協会等）を除く。
- ii. 〔交際費〕 団体等を代表し、団体の利益のために外部団体等との交渉に要する経費
- iii. 〔慶弔費〕
- iv. 〔飲食費〕 団体構成員及び事業参加者への飲食費や懇親会の経費。（招聘講師等へのお茶代等は除く。）

- v. 〔その他〕上記以外のもので社会通念上、公金で賄うことが相応しくない経費。

基準⑦ 補助率の適正化

補助金の性質により補助率の上限を定め、支出の抑制を図るとともに、補助金間の公平性を確保します。

イ 補助率の適正化

- i. 行政として補助すべき対象・範囲・内容とその程度を補助率、補助単価等の数値基準で明確にし、補助額を決定する。
- ii. 国や県の補助を伴う事業に係る補助については、合理的な理由（市が補助することが、国や県の補助要件となっている場合など）が無い限り、上乗せ補助は行わない。

ロ 施策推進事業補助金等の補助率

- i. 施策推進事業に係る補助金については、原則、対象事業費の1/2以内とする。
- ii. その他の補助金については、必要に応じて補助率を決定する。

ハ 補助団体における自主財源の確保努力

補助を受ける団体等が会費の徴収を含めた自主財源の確保に努めているか確認を行う。

基準⑧ 実績報告等の適切なチェック体制づくり

補助事業の内容（事業計画・実績報告書）、事業経費の会計処理、補助の効果等、関係書類の審査・確認を十分に行う体制を確立させます。

また、繰越金が多額に発生している補助事業（団体）については、補助をすることの合理性や団体等の的確性について改めて検討していくこととします。

イ 補助事業内容の見直し

事業内容の公益性が高く、市民のニーズに合っているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことで交付する事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図る。

ロ 効果の検証

補助の効果客観的に評価し、さらに補助の効果があるものについても、類似目的を持つ補助金等の整理・統合など補助内容を見直すことで、さらに効果を上げることができないか検討する。

ハ 会計処理の確認、繰越金の解消

団体等の会計処理及び使途が適切であるか十分に確認する。また、決算繰越金が補助額以上となっている団体等への補助金は、決算繰越金額の範囲内で補助額を削減する。

基準⑨ 市税等滞納者に対する交付制限

上記①から⑧までの交付基準のほか、補助を受ける際に、特別な理由もなく、市税等を滞納している者ときちんと納付している者が同じように行政サービスを利用できるという不公平な現状を解消するため、市税等の滞納者に対する完納の条件付けによる補助金等の交付を制限します。

イ 補助金交付の制限

- i. 補助金の申請段階において、市税、各種使用料及び手数料が納期限までに完納されていない場合に補助金の交付を制限する。
- ii. 分割納付者に対しても一律に完納を条件付ける。

ハ 制限対象から除外する補助金

- i. 非営利の活動団体（区長会、交通安全協会等）に対する補助金
- ii. 生活困窮者、身体障害者の生活維持を図る目的の補助金
- iii. 教育を受ける権利に基づく補助金
- iv. 国や県との協調による補助金
- v. 市の依頼に基づき、市が実施すべき公益的な事業を行う団体等に対する報償又は費用の一部として支出する補助金
- vi. 市民の生命、財産の安全確保及び防災を目的とする補助金

V 分類別見直し指針

市の補助制度を公益上必要がある場合にのみ補助するといった、補助金本来のあるべき姿としていくため、次の分類別指針に基づき、別紙「補助金チェックシート」により審査の上、継続、廃止等の見直しを行うこととします。

◆分類別指針

区 分	見直しの視点	補助期間（終期）
①団体運営補助	<ul style="list-style-type: none"> ○補助の目的及び対象の明確化を図るため、団体の運営自体に公益性が薄れているものは事業費補助へ転換すること。 ○繰越金が補助額を上回ることがないよう、団体の収支状況を踏まえ補助の適否を判断すること。 ○団体における自主財源の確保に向けた努力を促すこと。 ○同様の対象活動を行う団体等が存在する場合は、公平性を欠かないよう留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成27年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ○国・県の補助制度がある場合は、制度の終了時を終期とすること。 ※個々の制度について随時見直しを否定するものではない。

		○補助等の財政支援を受けている団体が更に市の財産の無償貸し付けや施設使用料の免除、国・県への代理申請など、重複して支援を受けることがないように留意すること。	
②事業費補助	i 奨励補助	○過度のサービス供給とならないよう、定期的に適切な補助率、補助額を定めること。 ○定期的に補助目的や内容が時代に即したものとなっているか検証すること。 ○市が進める施策に沿った補助事業に関しては、当初予算で定める上限より申請数が上回った場合、必要に応じて補正予算で対応すること。	○補助に要する予算総額や補助目標の指標を設定し、目標到達時点を終期とすること。 ○目標を設定し難しいものは補助期間を原則3年以内とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。
	ii 協調事業	○定期的に補助制度が市民ニーズに合致しているか、また効率性・費用対効果の観点からも検証し、本市に必要な補助制度を取捨選択すること。 ○市の上乗せ補助は、合理的な理由が無い限り行わないこと。	○国や県の制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。
	iii イベント大会補助	○補助制度が市民ニーズに合致しているか、事業目的や内容が時代に即しているか定期的に検証すること。 ○補助金額の算出にあたっては、対象経費、単価等を含めた積算を明確に行うこと。 ○同様の事業を行う団体等の存在に留意し、公平性を欠かさないようにすること。	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は平成27年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ※個々の制度について、随時見直しを否定するものではない。
	iv 建設的事業補助	○費用に見合う効果が得られるか、事業目的や効果を事前に評価すること。	○整備終了まで。
	v その他事業補助	○定期的に事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証すること。 ○少額補助（1件10万円以下）につ	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成27年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断するこ

		いて年々実績が減少している場合は、その原因を検証し、必要な見直しを行うこと。	と。 ※個々の制度について随時見直しを否定するものではない。
③地域コミュニティ関連補助		○市民協働の柱として、市の依頼業務を持続的に対応できる運営体制確立のための支援となるように留意すること。 ○補助による活動が一過性に終わることなく、運営体制確立に資するものであること。 ○委託業務的な補助と自主的な活動支援とを明確に区分し、補助制度を整理すること。 ○施設整備等の補助は、整備効果に留意すること。	○原則3年を経過したときに全体的な見直しを行う。 ※個々の制度について随時見直しを否定するものではない。
④利子補給金		○金利情勢に応じた利子補給率を定めること。	○制度の目標に応じた終期とすること。
⑤義務的補助		○法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。	○法令等に基づくこと。 ○債務負担等の期限をもって終期とする。

VI 進行管理

本ガイドラインは、策定時における補助金の現状、財政状況、第2次行政改革実施計画及びその他社会情勢等を踏まえ、市における補助金のあり方について定めたものですが、今後、社会情勢の変化に応じた適切な補助制度を確立させるためにも、ガイドラインそのものも、必要に応じて見直すこととします。

また、本ガイドラインに基づく補助金の適正化に向けた取組状況は、上天草市行政改革推進本部に定期的に報告を行いながら進行管理されることとします。